

佐賀大学医学部附属病院における医療に係る院内感染対策のための指針

(平成19年6月19日制定)

第1 本院における院内感染対策に関する基本的考え方

院内感染は患者が多大なる不利益を被るのみでなく、人的・経済的に医療財源を圧迫し、結果として医療の質そのものを著しく低下させる。このため、医師、看護師及び薬剤師の専従スタッフで構成される感染制御部が主体となり、各種院内感染を未然に防ぐ手段を恒常的に院内で周知・遵守すると同時に、個々の患者に発生する感染症に専門的診療を行う。感染対策と診療の両者が常に相補的に機能することにより、患者及び医療機関にとって良質で安全な感染症医療体制を構築することが可能となる。加えて、医療スタッフの職業感染曝露を防止することが必要である。

第2 院内感染対策のための委員会その他本院内の組織に関する基本的事項

(院内感染対策委員会：I C C－Infection Control Committee)

- ・院内感染対策委員会を毎月1回開催し、本院における院内感染対策に関して必要な事項について審議する。

(感染制御部)

- ・院内感染対策委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に当院全体の感染対策を担う。この目的のために、微生物検査室及び薬剤部からの感染対策専任スタッフを交え、週1回の感染制御部企画会議の開催及び感染対策ラウンドを実施し、耐性菌分離状況や感染対策実施状況を確認する。また、感染対策上必要と思われる新規事項の導入や運用についてI C T連絡会で検討し、院内感染対策委員会に提案する。
- ・院内横断的に感染症コンサルテーション診療を行い、感染症の治療指針など患者診療において必要な院内機能を整備する。

(感染対策専任看護師長)

- ・感染制御部門の業務に関する企画立案及び評価、病院内における職員の院内感染対策に関する意識の向上や指導の業務を行う者である。

(I C T－Infection Control Team－)

- ・感染制御部企画会議スタッフに各部署・診療科の感染対策担当者を加え、これを当院のI C Tと位置付ける。
- ・I C T連絡会を毎月1回開催し、耐性菌分離に関する院内疫学の課題やパンデミックを含む感染症の院内発症事例並びに発生状況、感染対策ラウンドでの指

摘事項を確認・共有し、重要あるいは緊急の院内感染対策について周知する。
このため、ICT連絡会には全診療科・部署の医師1人、院内各部署の看護師1人及び各中央診療部門スタッフ1人が出席する。

(AST－Antimicrobial Stewardship Team－)

- ・感染制御部企画会議スタッフを当院のASTと位置付ける。
- ・ICT連絡会において、抗菌薬の使用状況や特定抗菌薬の使用事例並びに抗菌薬適正使用の遵守状況を報告・確認し、最新の抗菌薬適正使用について周知する。

第3 院内感染対策のための従業者に対する研修に関する基本方針

(院内研修)

- ・病院長（管理者）は、個々の職員の院内感染対策に対する意識の啓発、安全に業務を遂行するための知識と技能の習得、チーム医療の一員としての意識の向上を図るため、病院全体に共通する院内感染防止に関する内容についての研修を年2回以上定期的に開催する。
- ・病院長は、新規採用職員及び医員（研修医）に対し、本院の院内感染対策に対する基本的な考え方、方針及び事項を周知させるとともに、その遵守を徹底させる。

第4 感染症の発生状況の報告に対する基本的対応方針

- ・届出が必要な感染症が発生した場合は、感染制御部の指導・援助の下、主治医名で速やかに報告する。
- ・抗菌薬耐性菌の分離状況については感染制御部が微生物検査室より毎日報告を受け、適切な患者診療を遅滞なく提供すると同時に、サーベイランスを実施し、アウトブレイクの発生を未然に防ぐ。

第5 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染が発生した場合の対応は原則として次に定めるところによる。

- (1) 院内感染発生現場の医療従事者、あるいは微生物検査室からの報告に基づき、感染制御部スタッフが感染症発生状況の解析を迅速に行い、考えられる感染症の制御に必要な一次措置を直ちに講じる。
- (2) 前号の措置後、感染制御部長又は副部長は、当該感染症の発生について病院長、診療科長、看護部長及び事務部長にただちに報告する。
- (3) 病院長等は院内感染が発生した場合には、必要に応じて緊急の院内感染対策委員会を招集し、本院の院内感染に係る原因調査、分析及び再発防止策を検討させる。
- (4) その他院内感染が発生した場合の対応の詳細については別に定める。

第6 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針の内容を含め、職員は患者との情報の共有（本院ホームページ掲載）に努めるとともに、患者及びその家族等から閲覧の求めがあった場合には、速やかにこれに応じる。

第7 その他の本院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染対策の推進のために「院内感染対策マニュアル」及び「感染症の診断と治療に関する指針」を作成し、病院職員へ周知するとともに、その内容は講じた対策の効果や現場からの要請に応じて、また、第三者機関の評価などを通じて常に改定・改善を図ってゆくものとする。

附 則

この指針は、平成19年6月19日から施行する。

附 則（平成25年11月19日改正）

この指針は、平成25年11月19日から施行する。

附 則（平成26年8月19日改正）

この指針は、平成26年8月19日から施行する。

附 則（令和元年5月2日改正）

この指針は、令和元年5月2日から施行する。

附 則（令和4年5月11日改正）

この指針は、令和4年5月11日から施行する。